岩手県　より、そう、ちから。東北電力

令和４年２月１日策定

～　いわて復興パワー適用申請の手引き　～



「いわて復興パワー」は、平成30年4月から、岩手県企業局（以下「企業局」という。）と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）が連携し、「震災復興」及び「ふるさと振興」に寄与するため、東北電力は、岩手県内の企業等を対象とした割安な価格での電力供給を行なうとともに、企業局は、県の一般会計への繰出しを通じて、関連施策を財政的に支援し、これらを一体的に進めることにより、地域の発展等に貢献しようとするものです。

この手引きは、いわて復興パワーの取組のうち、東北電力による割安な価格での電力供給について、令和4年2月1日付「いわて復興パワー募集要項」（以下「要項」という。）に基づく、いわて復興パワー適用申請手続きを御案内するもののです。

申請手続の参考として、要項と併せて内容をご確認のうえ、手続きを進めるようお願いします。



【申請先・お問い合わせ先】

〒020-0023　盛岡市内丸１１番１号
岩手県企業局経営総務室内　「いわて復興パワー事務局」
☎：019-629-6389　FAX：019-629-6384　E-mail：EB0001@pref.iwate.jp

岩手県ホームページのトップページから次の項目をクリック

県の機関（企業局）  地域貢献への取組み  いわて復興パワーの取組について

目次

いわて復興パワー適用申請手続フロー

申請者	いわて復興パワー事務局
電気料金割引対象の確認 ※　詳細は３ページ	
↓	
申請書の作成 ※　詳細は７ページ	
↓	
申請書の提出 ※　詳細は４ページ　→	**申請書の受付** ※　詳細は５ページ
	↓
	審査 ※　詳細は６ページ
	↓
適合・不適合通知の受理 ※　詳細は６ページ	← **電気料金割引の適合・不適合通知** ※　詳細は６ページ
↓ **適合の場合**	
需給契約に関する手続 ※　東北電力との間で手続	



❑　令和３年度末までいわて復興パワーの適用を受けている方は、東北電力から送付される「いわて復興パワー」適用希望確認書に適用の意思表示を行い、返信することにより、「３(2)③申請書の提出【申請者】」に記載されている申請書及び「３(2)⑦いわて復興パワー適用依頼書の提出【適合事業者】」に記載されているいわて復興パワー適用依頼書の提出に代えることができます。

1　いわて復興パワーによる電気料金割引の内容等

(1)　電気料金割引の内容

①　電気料金割引の概要

東北電力の標準約款等[1]に基づき電力需給契約を締結している企業等[2]、又は、新たに契約を締結しようとする企業等であって、「２　いわて復興パワーによる電気料金割引の対象」に該当する企業等に対して、**電力量料金単価を低減した単価を適用（以下「適用単価」という。）して電気料金を割り引く**ものです。

②　電力需給契約の条件

ア．契約種別

契約種別は、「業務用電力」、「業務用季節別時間帯別電力」、「業務用ウィークエンド電力」、「高圧電力Ｓ」、「高圧電力」、「高圧季節別時間帯別電力Ｓ」、「高圧季節別時間帯別電力」のいずれかとします。

イ．適用除外

申請の際、次の契約内容の場合、原則としていわて復興パワーの適用対象外となります。

a.　契約種別が前記以外のとき

b.　電力需給契約に付帯する契約種別（需給調整を実施する契約等）を適用しているとき

(2)　電気料金割引の適用期間

いわて復興パワーによる電気料金の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）から令和６年３月の電気料金に係る計量期間の終期までとします。

なお、適用開始日は、東北電力が「３(2)⑦　いわて復興パワー適用依頼書の提出【適合事業者】」に記載の「いわて復興パワー適用依頼書」を受理した日（以下「受理日」という。）に応じて、次のとおりとします。（ただし、新たに電気を使用される場合で、需給開始日が適用開始日以降となるときは、適用開始日は需給開始日とします。）

①　受理日が令和４年３月１日以前の場合

令和４年４月の電気料金に係る計量期間の始期

②　受理日が令和４年３月２日以降の場合

受理日の直後の計量期間の始期（ただし、受理日が計量期間の始期と同日の場合は受理日）

1　**【標準約款等】**　東北電力の「標準約款［高圧］」、「電気供給実施要綱（高圧）」をいいます。
2　**【企業等】**　法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人事業主をいいます。

２　いわて復興パワーによる電気料金割引の対象

(1)　申請者

次のいずれにも該当する申請者とします。

①　岩手県内に事業所を置く、又は置こうとする企業等

②　供給場所[3]において、東北電力から全量の電力供給を受けている企業等、又は、令和５年９月 30 日までに受ける予定の企業等

③　申請者は、次のいずれかに該当すること。

- 募集要項４(3)の規定に基づき別途定める「適用補助金一覧表」に記載する補助金の交付を受けている企業等
- 募集要項４(3)の規定に基づき別途定める「認定認証等事業一覧表」に記載する認定認証等を受けている企業等
- 既にいわて復興パワーによる電気の供給を受けていること。

④　「１(1)②　電力需給契約の条件」に記載の条件を満足する企業等

(2)　供給場所

受電電圧が高圧（6,000 ボルト）で、契約電力が原則として 2,000 キロワット未満の供給場所とします。

	❑　供給場所において、他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合は、適用対象外となります。 ❑　適用補助金について、類似の補助金を活用されていると見込まれる場合や不明な場合等は、事務局までお問い合わせ願います。 ❑　適用補助金の交付などの適用要件を受けている企業等名と東北電力との電力需給契約の名義が異なる場合であっても、同一企業であれば適用の対象とします。 ❑　いずれかの供給場所において「３(1)⑥　適合又は不適合の通知」に定める適合通知を受けている企業等であっても、他の供給場所において、いわて復興パワーの適用を受けることができます。 ❑　ビル等のテナントにおいて、ビル等が高圧で受電している場合であっても、テナントが東北電力と低圧で電力需給契約を締結している場合や東北電力と電力需給契約を締結していない場合等は、適用対象外となります。

[3]　【供給場所】　いわて復興パワーの電力供給を希望する場所であって、東北電力と単独で電力需給契約を締結している、又は締結予定の岩手県内の需要場所をいいます。

３　いわて復興パワー適用申請手続

(1)　手続の流れ［継続の場合］

令和３年度末までいわて復興パワーの適用を受けている方は、この要項による適用を希望される場合、東北電力から送付される文書（「いわて復興パワー」適用希望確認書）に適用の意思表示を行い、返信することにより、「３(2)③申請書の提出【申請者】」に記載されている申請書及び「３(2)⑦いわて復興パワー適用依頼書の提出【適合事業者】」に記載されているいわて復興パワー適用依頼書の提出に代えるものとします。

(2)　手続の流れ［新規の場合］

①　電気料金割引対象の確認【申請者】

「２　いわて復興パワーによる電気料金割引の対象」に記載の内容を踏まえ、電気料金割引の対象となるか確認願います。

②　申請書の作成【申請者】

電気料金割引対象となる企業等であって、いわて復興パワーによる電気料金の割引を受けたい企業等は、「(3)　申請書の作成」に記載の内容を踏まえ、いわて復興パワー適用申請書を作成するとともに、添付資料をご準備願います。

③　申請書の提出【申請者】

申請書の準備が整いましたら、次のとおり申請書を提出願います。

ア．提出先

〒020-0023　盛岡市内丸１１番１号
岩手県企業局経営総務室内「いわて復興パワー事務局」

イ．申請書の申請期間[4]

令和４年２月１日（火）から令和５年９月29日（金）まで（当日必着）

[4]　**【申請書の申請期間】**　申請期間中に供給可能量（企業局の東北電力への売電電力量相当の約５億５，１００万キロワットアワー）を超えるときは、供給可能量に達した日までとします。

ウ．提出方法

次の申請書類を１部、郵送又は持参により提出願います。

申請書類	備考
Ⅰ　いわて復興パワー適用申請書（様式第１）	－
Ⅱ　供給場所等内訳書（様式第２）	複数の供給場所を対象とすることが可
Ⅲ　電気料金請求内訳書（写）	直近１か月分の写しで可
Ⅳ　適用要件確認書類（写）	募集要項４(3)の規定に基づき別途定める「適用補助金一覧表」に記載された補助金の交付決定通知（写）又は募集要項４(3)の規定に基づき別途定める「認定認証等事業一覧表」に記載された適用要件確認書類（写）
Ⅴ　年間電気使用計画書（様式第３）	東北電力との電力需給契約を新たに締結する予定がある場合、年間の使用電力量の変更が見込まれる場合、又は東北電力からの受電が１年未満の場合にのみ提出

④　受付【事務局】

事務局は、土日・祝日等を除き、９時から１７時の間で随時申請を受け付けます。

ただし、受け付けた申請に係る年間の計画使用電力量の合計が供給可能量(企業局の東北電力への売電電力量相当の約５億５，１００万キロワットアワー)を超えるときは、供給可能量に達した日の翌日から申請の受付を停止するとともに、供給可能量に達した日に受付をした全ての申請について、一括抽選により受付順を設定するものとします。



【供給可能量を超える申請があった場合の取扱いの例】

❑　令和４年５月 30 日の時点で供給可能量の残りが 150 万キロワットアワーで、翌日の 31 日に５件で年間の計画使用電力量合計が 300 万キロワットアワーの申請があった場合

➠　６月１日の申請受付を停止

➠　５月 31 日の申請の取扱いは次のとおり

案件	年間計画使用電力量	抽選結果	審査結果	適合案件（累計）
A	20 万キロワットアワー	5	適合	○（140 万）
B	40 万キロワットアワー	3	適合	○（120 万）
C	60 万キロワットアワー	2	不適合	×
D	80 万キロワットアワー	1	適合	○（80 万）
E	100 万キロワットアワー	4	適合	×※

※　供給可能量を超えるため、不採択となります。

⑤　審査【事務局】

事務局は、申請の受付後、受付順に供給要件に合致しているか申請書類の審査を行うとともに、審査において申請書類の不備等が判明した場合は、申請者に当該書類の提出等を求め、提出等が完了した時点で審査を再開するものとします。

なお、申請書類の不備等が解消されるまでの間、受付の次順位の案件から先行して審査を進めるととともに、申請書類の不備等の解消がなされない場合、受付を解除することがありますので、ご留意願います。

⑥　適合又は不適合の通知【事務局】

事務局は、原則、申請の受付後１か月以内に、適合又は不適合に関する審査結果を申請者に通知します。

⑦　いわて復興パワー適用依頼書の提出【適合事業者[5]】

⑥の通知の際、「いわて復興パワー適用依頼書」を同封しますので、適合事業者は、東北電力へ「いわて復興パワー適用依頼書」を提出願います。（当該書類が提出されない場合、いわて復興パワーの電力供給を受けることができませんので、ご留意願います。）

---

[5] **【適合事業者】**　いわて復興パワーの適用に関して、供給要件に適合する旨の通知を受けた申請者をいいます。

(3)　申請書の作成

次の書類を作成・添付願います。なお、①、②及び⑤の様式は岩手県のホームページからダウンロードできます。

①　いわて復興パワー適用申請書（様式第１）

ア．申請年月日

申請書を提出する日を記入願います。

イ．申請者

申請者が法人の場合は、申請書の所在地、商号又は名称及び代表者名を記入願います。申請者が個人事業主の場合は、申請者の所在地及び氏名を記入願います。

ウ．契約電力

「⑵ ③ウ．提出方法」の表中「Ⅱ　供給場所等内訳書」の「２．契約電力合計」に記載の値を転記願います。

エ．年間使用電力量

「⑵ ③ウ．提出方法」の表中「Ⅱ　供給場所等内訳書」の「３．年間使用電力量合計」に記載の値を転記願います。

オ．適用要件

該当するものいずれかに☑を記入願います。

また、募集要項４⑶の規定に基づき別途定める「適用補助金一覧表」又は募集要項４⑶の規定に基づき別途定める「認定認証等事業一覧表」の該当する事項の番号と名称を記入願います。

カ．いわて復興パワーの実績

いわて復興パワーの申請実績や適用実績等について、該当するものに☑を記入願います。

- ☐　**有**（➡　申請実績がある場合）
- ☐　**適合**（➡　申請実績がある場合で、いわて復興パワーの適合通知を受けた場合）
- ☐　**不適合**（➡　申請実績がある場合で、いわて復興パワーの不適合通知を受けた場合）
- ☐　**審査中**（➡　申請実績がある場合で、いわて復興パワー事務局が審査中の場合）
- ☐　**無**（➡　申請実績がない場合）

キ．連絡先

本申請の担当者の所属、役職、氏名及び電話番号を記入願います。

② 供給場所等内訳書（様式第２）

「③　電気料金請求内訳書(写)」を参考に、次の項目について記入願います。

ア．供給場所件数

申請の対象とする供給場所の件数を記入願います。

イ．契約電力合計

申請の対象とする供給場所の契約電力の合計値を記入願います。

ウ．年間使用電力量合計

申請の対象とする供給場所の年間使用電力量の合計値を記入願います。

エ．供給場所（これ以降は供給場所別に記載）

いわて復興パワーによる電力供給を受けたい事業所等の名称及び住所を記入願います。

オ．電力需給契約の状況

申請書の提出時点での電力需給契約の状況について、該当するものに☑を記入願います。

□　東北電力と単独契約 ➠　東北電力と単独で電力需給契約を締結している場合 □　東北電力と他社を併用 ➠　東北電力以外の小売電気事業者から部分供給を受けている場合（この場合、適用対象外となります。） □　東北電力と契約を予定 ➠　新規立地企業等の場合で、今後、東北電力と電力需給契約を締結しようとする場合

カ．現行契約に係る受電期間

「オ．電力需給契約の状況」において、「□　東北電力と単独契約」に☑を記入した場合、該当するものに☑を記入願います。

□　１年以上（年間の使用電力量の変更見込み無） ➠　「(2) ③ウ．提出方法」の表中「V　年間電気使用計画書（様式第３）」の添付は不要となります。 □　１年以上（年間の使用電力量の変更見込み有）又は１年未満 ➠　「(2) ③ウ．提出方法」の表中「V　年間電気使用計画書（様式第３）」の添付が必要となります。

キ．電力需給契約予定日

「オ．電力需給契約の状況」において、「□　東北電力と契約を予定」に☑を記入した場合、その予定年月日を記入願います。

ク．お客さま番号

「⑵ ③ウ．提出方法」の表中「Ⅲ　電気料金請求内訳書（写）」に記載のお客さま番号を転記願います。なお、「オ．電力需給契約の状況」において、「□　東北電力と契約を予定」に☑を記入した場合、記載は不要です。

ケ．契約名義

「⑵ ③ウ．提出方法」の表中「Ⅲ　電気料金請求内訳書（写）」に記載の契約名義を転記願います。なお、「オ．電力需給契約の状況」において、「□　東北電力と契約を予定」に☑を記入した場合、契約名義（予定）を記載願います。

コ．契約種別

「⑵ ③ウ．提出方法」の表中「Ⅲ　電気料金請求内訳書（写）」に記載の契約種別を転記願います。なお、「１ ⑴ ②電力需給契約の条件」を満足しない場合は、適用対象外となります。また、「オ．電力需給契約の状況」において、「□　東北電力と契約を予定」に☑を記入した場合、今後、契約を予定している契約種別を記載願います。

サ．契約電力

「⑵ ③ウ．提出方法」の表中「Ⅲ　電気料金請求内訳書（写）」に記載の契約電力を転記願います。なお、「オ．電力需給契約の状況」において、「□　東北電力と契約を予定」に☑を記入した場合、推定される契約電力を記載願います。

シ．年間使用電力量

「カ．現行契約に係る受電期間」において、「１年以上（年間の使用電力量の変更見込み無）」を選択した場合は過去１年間の実績を記入し、「１年以上（年間の使用電力量の変更見込み有）」又は「１年未満」を選択した場合は計画値を記入願います。

③　電気料金請求内訳書（写）

東北電力から毎月送付される「電気料金請求内訳書」について、直近１か月分の写しを添付願います。

【電気料金請求内訳書の例】

電 気 料 金 請 求 内 訳 書

②ケ お客さま番号 [redacted]　年 29　月分 5

②ケ [redacted] 様

支払期日 6月 1日　営業所発行一連NO [redacted] 000149　1

ご使用期間　平成29年 4月 1日～平成29年 4月30日（30日間）

支払 振込コード [redacted]　計量日 5月 1日　検針日 5月 2日

請求金額（円） [redacted]

②コ 契約種別 [redacted]　契約設備電力　常時 [redacted] kW　予備 kW

②エ ご使用場所 [redacted]

料金内訳：基本料金 [redacted]　電力量料金 [redacted]　燃料費調整額 [redacted]　延滞利息　再エネ発電賦課金 [redacted]　精算金額等　消費税等（再掲） [redacted]

燃料費調整単価　：－２円００銭
再エネ発電賦課金単価：　２円９２銭

力率 [redacted] %　力率割引・割増額（再掲） [redacted] 円 [redacted] 銭　停電割引額（再掲） 円 銭　停電日数

②シ 使用量（kWh） [redacted]　有効電力量（kWh） [redacted]　無効電力量（kVarh） [redacted]

②サ 当月契約電力　常時 [redacted] kW　予備 kW　当月ＤＭ　常時：[redacted] kW

精算電気料金 円　精算延滞利息 円　精算再エネ発電賦課金 円
消費税（再掲） [redacted] 円　精算消費税（再掲） 円
託送料金相当額（再掲） [redacted] 円
（託送供給約款にもとづき算定した参考値です。）

『ご請求金額には，法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額（　6銭／kWh）を含んでおります。』

毎度ありがとうございます。
電気料金請求内訳書を送付いたします。
東北電力株式会社
[redacted]営業所

（摘要）　月　日

②シの欄には、過去 12 か月分の各月の使用量を確認し、その合計値を記入

電 気 料 金 請 求 内 訳 書

②ケ [redacted] 様　　27年 6月分

②ケ お客さま番号 [redacted]　[redacted] 000002　000002　1

②コ 契約種別 [redacted]　支払 振込コード [redacted]　支払期日 7月 3日　計量日 6月 1日　検針日 6月 3日

ご請求金額（円） [redacted]

ご契約内容　②サ 常時および予備電力　受電電圧（kV） 6　常時 [redacted]　6　予備電源 [redacted]
契約電力 調整電力（kW）

請求内訳	料金合計（円）	延滞利息（円）	精算金額（円）	契約超過金（円）	再エネ発電賦課金（円）
金額	[redacted]				[redacted]
消費税等相当額（再掲）	[redacted]				[redacted]

契約設備電力　100kW

料金のご明細　金額 [redacted]

ご使用内容等
最大需要電力 [redacted]　力率 [redacted]
受電有効 [redacted] Wh　受電無効 [redacted] Varh
最大需要電力 [redacted]
②シ 使用量合計 [redacted] Wh
使用量 [redacted] Wh

②シの欄には、過去 12 か月分の各月の使用量を確認し、その合計値を記入

左記再掲値は託送供給約款にもとづき算定した参考値です。

『ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額（　6銭／kWh）を含んでおります。』

毎度ありがとうございます。
電気料金請求内訳書を送付いたします。　東北電力株式会社 [redacted]営業所

②エ ご使用場所 [redacted]

④　適用要件確認書類（写）

募集要項４(3)の規定に基づき別途定める「適用補助金一覧表」に記載された補助金の交付決定通知書(写)又は募集要項４(3)の規定に基づき別途定める「認定認証等事業一覧表」に記載された適用要件確認書類(写)を添付願います。

【補助金交付決定通知書の例】

岩手県指令雇労第　　号
○○○○○○○○○
○○○○○○○社

平成 29 年　月　日付けで申請のあった平成 29 年度求人情報発信支援事業費補助金に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下「規則」という。）第５条の規定により、次の条件を付けて補助金　　　　　円を交付します。

平成 29 年　月　日
岩手県知事　　達　増　拓　也

記

1　補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、平成 29 年　月　日付け平成 29 年度求人情報発信支援事業費補助金交付申請書に添付した事業実施計画書及び収支予算書のとおりとする。
補助事業に要する経費　金　　　　　　　　円
補助金の額　　　　　　金　　　　　　　　円

2　補助事業者は、規則及び求人情報発信支援事業費補助金交付要綱（平成 27 年３月 26 日制定。以下「要綱」という。）に従わなければならない。

3　補助事業者は、規則第９条第１項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、岩手県知事の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると岩手県知事が認めるときは、この限りでない。

4　補助事業者は、要綱第３に定める経費の額が、補助金交付決定額を下回る場合には、知事の承認を受けなければならない。

⑤　年間電気使用計画書（様式第３）

東北電力との電力需給契約を新たに締結する予定、又は、東北電力からの受電が１年以上(年間の使用電力量の変更見込み有)若しくは１年未満の場合は、月別の最大電力、電力量及び負荷率に関する計画値（実績がある月は実績値）を記入願います。また、上部「供給場所」欄については、供給場所等内訳書（様式第２）に記載した供給場所と一致するよう記入願います。

４　その他留意事項

(1)　適用期間中の解約の取扱い

①　企業局又は東北電力が非常変災その他の事由によりいわて復興パワーを供給することが困難となった場合は、いわて復興パワーによる契約を解約することがあります。

②　適合事業者の都合により適用期間中に契約を解約する場合は、原則、令和５年３月の電気料金にかかわる計量期間の終期までに解約する場合には適用期間の当初に、令和５年４月の電気料金にかかわる計量期間の始期以降に解約する場合には令和５年４月の電気料金にかかわる計量期間の始期に、それぞれさかのぼって、いわて復興パワーの適用により低減を受けた額に相当する金額を精算するものとします。

③　いわて復興パワーによる電力供給を受ける企業等が次のいずれかに該当する場合には、いわて復興パワーによる契約を解約することがあります。この場合、②の規定を準用し、いわて復興パワーの適用により低減を受けた額に相当する金額を精算するものとします。

ア．偽りその他不正の手段によりいわて復興パワーの適用を受けたとき。

イ．岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(2)　申請書類の取扱い

①　情報の利用

ア. 企業局は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、岩手県の関係機関に照会することができるものとします。

イ．東北電力は、申請書類に記載された情報について、いわて復興パワーの供給のために利用することができるものとします。

②　申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しないこととします。申請書類の控えが必要な場合は、申請者において控えを用意願います。

(3)　排出係数の取扱い等

いわて復興パワーは、東北電力の電源構成に含まれるため、企業局の水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。

申請に当たっては、そのことをご承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）に基づく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いるようお願いします。

以上